

水中遺跡に関する論点（案）

1. 水中遺跡調査検討委員会における検討目的

- (1) 平成16年10月文化庁報告『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』の水中遺跡版を作成し、地方公共団体が行う水中遺跡の保存と活用の取組を支援する
- (2) 史跡鷹島神崎遺跡等をケーススタディとして、水中遺跡の保存と活用に関する具体的な取組について検討する

2. 水中遺跡の調査に関する事項

①調査における基本的な考え方

- ・ 検討の対象とする水中遺跡について
 - ①海（地方公共団体の区域内）と湖沼にある遺跡（ただし、ダムや溜め池等、人為的要因により水没した遺跡は対象としない）
 - ②平成10年9月29日付 庁保記第75号文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」で示されている「埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則」の考え方を基本的に踏襲する

②把握方法

- ・ 文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下「包蔵地」という。）の設定について、都道府県及び市町村の教育委員会が取り組むにあたっての留意点はなにか
- ・ 包蔵地の設定にあたって、どのような手段で行うことが適当か（費用や精度等）

③調査方法・体制（文献調査・探査、発掘、保存処理等）

- ・ 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- ・ 調査はどのような体制で行うべきか
- ・ 水深や水質等の違いによって調査体制や方法は変わるのか
- ・ 発掘調査で発見された遺物の取扱いはどのように行うことが適切か

3. 水中遺跡の保存・活用に関する事項

①水中遺跡の保存及び活用に関する基本的な考え方

(保存関係)

- ・ 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- ・ ユネスコの水中文化遺産保護条約にある原位置保存の原則についてどのように考えるか
- ・ 沈船を含む遺物の引揚げについてどのように考えるか

(活用関係)

- ・ 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか

②水中遺跡の保存方法

- ・ 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- ・ 発掘調査で発見された遺物を現地（水中）で保存する場合はどうすればよいか
- ・ 遺物を引き揚げる必要がある場合はどのような方法で引き揚げるのが適切か
- ・ 引き揚げた遺物の保存処理はどのような方法が適切か
- ・ 沿岸住民や漁師、ダイバー、観光客への注意喚起、損壊や盗掘の防止はどのようにすることが効果的か

③水中遺跡の活用方法

- ・ 陸上の遺跡における場合との差異や留意点はなにか
- ・ 現地（水中）にある遺跡や引き揚げた遺物はどのように活用するのが適切か